

# さつま町人事行政の運営等の状況について



平成25年4月

## 1 目的等

地方公務員法の一部改正に伴い，地方公共団体の職員の人事行政の運営等の状況について公表することが義務付けられました。

本町においても，平成17年7月に「さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し，人事行政の運営等の状況を公にすることによって，その公正性と透明性を高めることを目的としており，これに基づき，職員の給与や職員数，勤務条件などの状況を公表するものです。

## 2 公表項目

### さつま町人事行政の運営等の状況

職員の任免及び職員数に関する状況	1
職員の給与の状況	3
職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	12
職員の分限及び懲戒処分の状況	16
職員のサービスの状況	18
職員の研修及び勤務成績の評定の状況	19
職員の福祉及び利益の保護の状況	21

### 公平委員会の事務の委託を受けた県人事委員会の業務状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	22
不利益処分に関する不服申立ての状況	22

# さつま町人事行政の運営等の状況

## 職員の任免及び職員数に関する状況

### 1 職員の任免に関する状況

#### 採用の状況

平成23年度の職員採用は5名(一般行政職3名,保健師1名,消防職1名)でした。

#### 退職の状況

平成23年度には,7人の職員が退職しました。その内訳は下表のとおりです。

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	再任用後の離職	計
さつま町	6		1					7

#### 再任用の状況

定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により,1年を超えない範囲内で任期を定め,常時勤務を要する職若しくは短時間勤務の職(1週間あたり31時間)に採用することができます。

平成23年度は,該当者なし。

## 2 職員数に関する状況

平成24年4月1日現在の職員は353人であり，前年と比較して1人減少しています。

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数(人)					対前年増減数(人)					
			平19	平20	平21	平22	平23	平24	平20	平21	平22	平23	平24
普 通 会 計	福祉関係を 除く一般行政	議 会	5	5	5	5	4	4	0	0	0	1	0
		総 務	72	70	70	66	68	69	2	0	4	2	1
		税 務	24	20	21	22	22	22	4	1	1	0	0
		労 働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		農林水産	60	60	56	52	51	50	0	4	4	1	1
		商 工	6	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0
		土 木	26	25	21	19	17	18	1	4	2	2	1
		小 計	193	186	179	170	168	169	7	7	9	2	1
	福祉関係	民 生	19	18	16	14	14	14	1	2	2	0	0
		衛 生	34	32	28	29	30	29	2	4	1	1	1
		小 計	53	50	44	43	44	43	3	6	1	1	1
	一般行政部門計		246	236	223	213	212	212	10	13	10	1	0
	教 育		79	74	70	67	63	62	5	4	3	4	1
消 防		42	42	42	42	42	42	0	0	0	0	0	
普通会計計		367	352	335	322	317	316	5	4	3	4	1	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水 道	9	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	
	交 通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下 水 道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	32	31	31	30	28	28	1	0	1	2	0	
	小 計	41	40	40	39	37	37	1	0	1	2	0	
総 合 計		408	392	375	361	354	353	16	17	14	7	1	
		[ 430 ]	[ 430 ]	[ 430 ]	[ 430 ]	[ 430 ]	[ 354 ]						

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は，条例定数の合計である。

## さつま町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(23年度末)	A		B	B / A	22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	23,993	14,074,515	842,576	2,832,493	20.1%	18.8

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	316	1,275,183	140,802	436,008	1,851,993	5,861	5,953

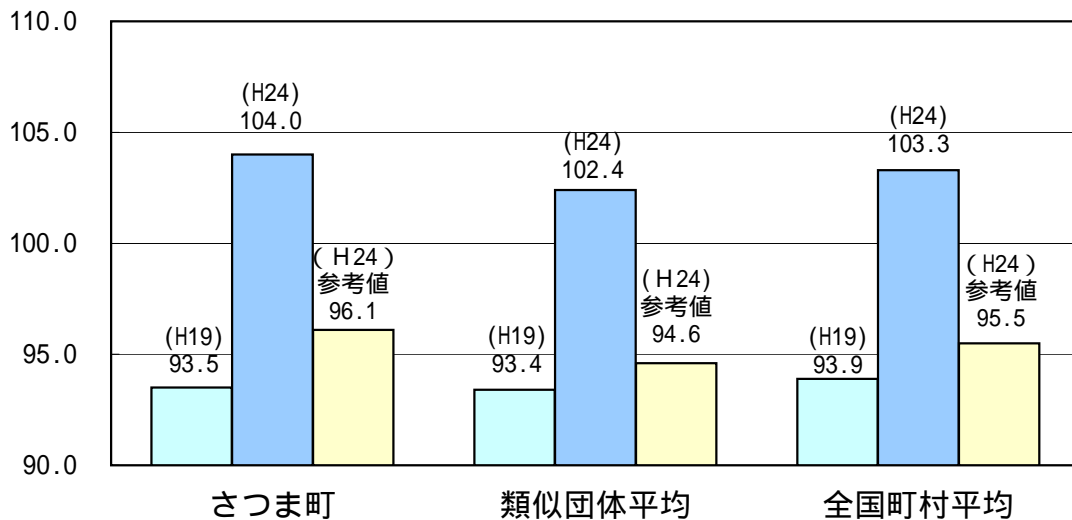
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

現在、臨時特例的な措置として、町長は20%、副町長は5%、教育長は3%、給料月額が減額されて支給されています。(継続)

退職時等特別昇給制度の廃止(平成19年1月1日～)  
管理職手当の削減と併せた定額化(平成19年4月1日～)  
管理職員特別勤務手当額の見直し(平成19年4月1日～)  
時間外勤務手当の総額のキャップ制の導入(平成21年4月～)給料の占める割合3%以内に設定

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

#### 2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
さつま町	44.4 歳	335,900 円	373,742 円	358,733 円
鹿児島県	44.1 歳	333,226 円	406,152 円	368,199 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	- 円	372,906(401,789) 円
類似団体	43.9 歳	323,274 円	369,901 円	351,716 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
さつま町	47.7歳	32人	319,000円	338,588円	333,862円	-	-	-	-
うち給食調理員	50.8歳	14人	330,300円	337,250円	332,514円	調理士	44.7歳	202,200円	1.67
うち用務員	45.7歳	11人	313,400円	339,191円	336,000円	用務員	53.5歳	206,600円	1.64
うち清掃職員	44.5歳	7人	305,000円	340,114円	332,943円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,200円	1.18
鹿児島県	49.2歳	425人	340,140円	395,599円	373,022円	-	-	-	-
国	49.7歳	3,479人	270,465(285,030)円	-	307,506(323,181)円	-	-	-	-
類似団体	49.6歳	16人	281,165円	297,493円	290,396円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
さつま町	-	-	-
うち給食調理員	5,419,100円	2,740,400円	1.98
うち用務員	5,469,992円	2,861,400円	1.91
うち清掃職員	5,436,068円	3,989,200円	1.36
うち自動車運転手	-	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		さつま町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	大学卒	152,600 円	-	-
	高校卒	133,100 円	146,700 円	-

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成24年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	288,400円	350,100円
	高校卒	205,400円	346,300円
技能労務職	高校卒	-円	307,900円
	中学卒	-円	-円

(注) 技能労務職の経験年数20年の高校卒以外については該当職員なし

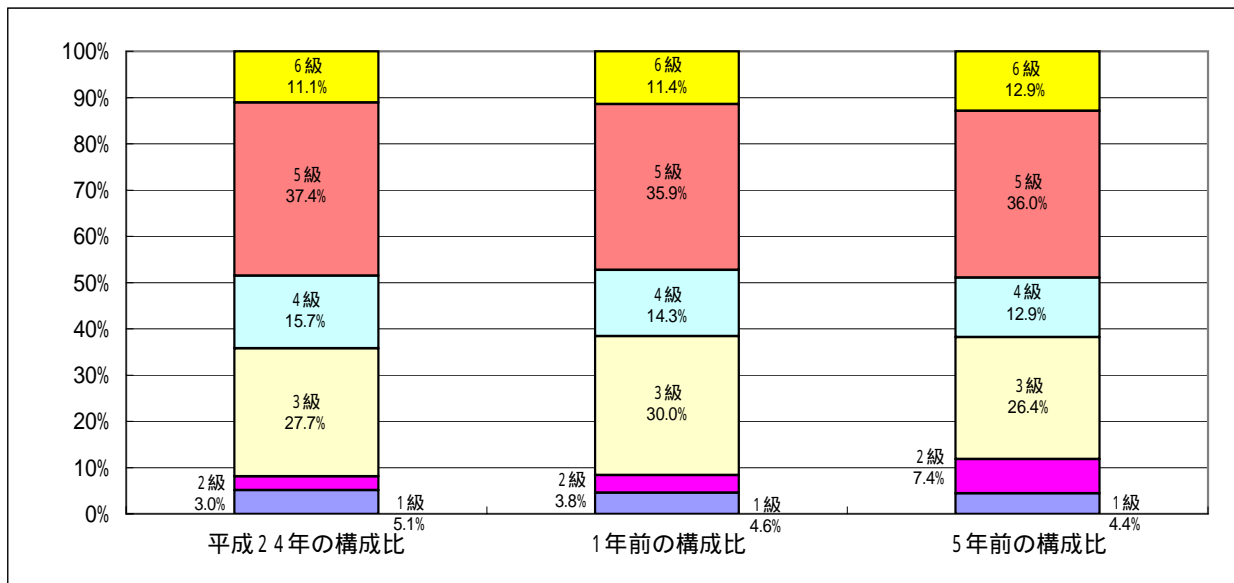
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う課長, 議会事務局長, 各委員会の事務局長の職務又はこれらに相当する業務	0人	0.0%
6級	課長, 議会事務局長, 各委員会の事務局長の職務又はこれらに相当する職務	26人	11.1%
5級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 主幹の職務又はこれらに相当する職務	88人	37.4%
4級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務	37人	15.7%
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	65人	27.7%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	7人	3.0%
1級	1 定型的な業務を行う主事補若しくは技師補の職務又はこれらに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	12人	5.1%

(注) 1 さつま町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 課長からの事情聴取による評価に変えた。 (内容の詳細については、さつま町職員勤務評定規程を参照)</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況 評定結果に基づいた昇給区分への差は設けなかった。</p>
--

**5 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

さつま町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,470 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,524 千円	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%, 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

**【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)**

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 課長からの事情聴取による評価に変えた。 (内容の詳細については、さつま町職員勤務評定規程を参照)</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 評定結果に基づいた成績率の差は設けず、一律の支給(135/100)を行った。</p>
--

**(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)**

さつま町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	32.76 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,722 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。



(3) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		730 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		14,038 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		15.2 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税事務従事手当	主として徴税事務に従事する職員	-	月額500円
感染症防疫作業手当	左記業務に従事する職員	-	作業に従事した日1日につき 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当	左記業務に従事する職員	-	作業に従事した日1日につき 1,000円
救急、火災出動手当	消防職員	-	従事回数1回につき 150円
潜水業務手当	消防職員	-	従事回数1回につき 300円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	45,493 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	178 千円
支給実績(22年度決算)	54,239 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	195 千円

(5) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 2人目以降(配偶者扶養)6,000円 1人(配偶者非扶養)6,500円 〃(配偶者なし) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同		63,216 千円	269,004 円
住居手当	・ 借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合), 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ・ 自宅の場合 新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるものに2,500を支給	異	・ 自宅の場合 新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるものに2,500を支給	16,406 千円	172,695 円
通勤手当	・ 交通機関等の利用者について, 片道2km以上であり55,000円を限度に支給 ・ 自動車等の利用者について, 片道2km以上であり16,100円を限度に支給	同		14,598 千円	54,880 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 1種:30,000円 2種:20,000円	同		11,130 千円	347,813 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が, 臨時又は緊急の必要等により, 週休日・休日に勤務した場合に支給 1種:5,000円 2種:3,000円	同		0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	630,400 円 ( 788,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 841,000 円 / 630,400 円	
	副 町 長	590,900 円 ( 622,000 円 )	684,000 円 / 542,700 円	
報 酬	議 長	300,200 円 ( 316,000 円 )	338,000 円 / 281,800 円	
	副 議 長	252,200 円 ( 260,000 円 )	291,000 円 / 223,600 円	
	議 員	229,308 円 ( 236,400 円 )	275,000 円 / 181,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 副 町 長	(23年度支給割合) 2.95 月分 (10%加算措置あり)		
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 2.95 月分 (10%加算措置あり)		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 788,000円×勤続年数×500/100	(1期の手当額) 15,760,000円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	622,000円×勤続年数×280/100	6,966,400円	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

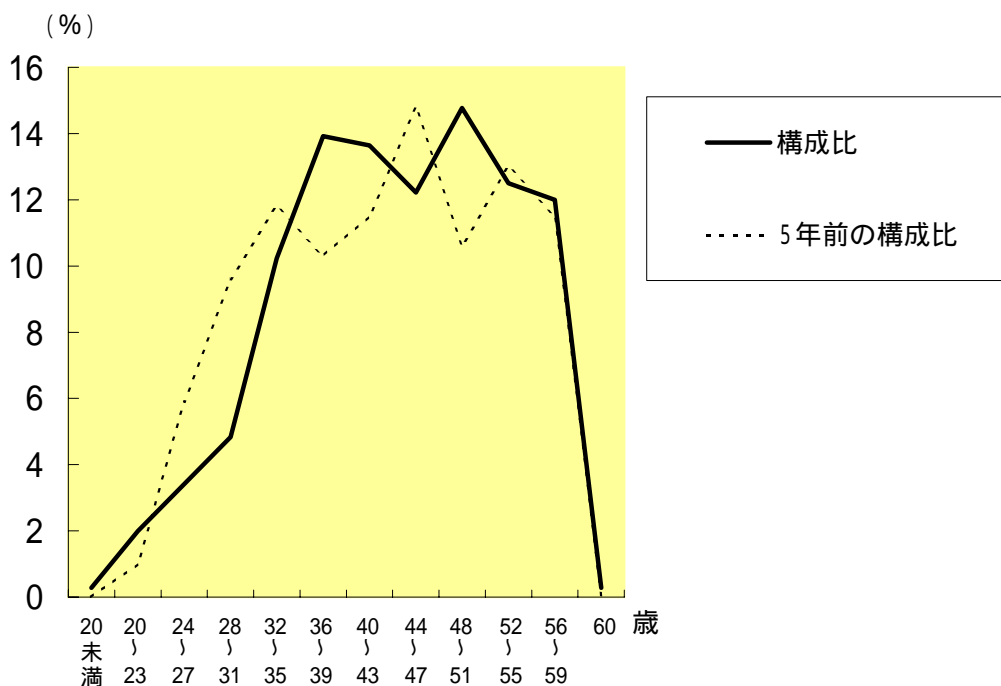
### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	欠員不補充
		総 務	68	69	1	
		税 務	22	22	0	
		農林水産	51	50	1	
		商 工	6	6	0	
		土 木	17	18	1	
		民 生	14	14	0	
		衛 生	30	29	1	
	計	212	212	0		
	教育部門	63	62	1		
消防部門	42	42	0			
小 計	317	316	1			
公 業 計 営 等 部 門	水 道	9	9	0		
	その他	28	28	0		
	小 計	37	37	0		
合 計		354	353	1		
		[ 430 ]	[ 354 ]	[ 76 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	12人	17人	36人	49人	48人	43人	52人	44人	42人	1人	352人

教育長を除く。

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	246	236	223	213	212	212	34 ( 13.8 % )
教育	79	74	70	67	63	62	17 ( 21.5 % )
消防	42	42	42	42	42	42	0 ( 0.0 % )
普通会計計	367	352	335	322	317	316	51 ( 13.9 % )
公営企業等会計計	41	40	40	39	37	37	4 ( 9.8 % )
総合計	408	392	375	361	354	353	55 ( 13.5 % )

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	345,271	35,956	70,268	20.4	19.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	9	38,783	3,729	14,149	56,661	6,296

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,350

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
さつま町水道事業	49.0 歳	369,100 円	524,600 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

さつま町水道事業		さつま町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)	
1,572 千円		1,470 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 ( 2.60 )月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 ( 1.35 )月分 ( 0.65 )月分	期末手当 ( 2.60 )月分 ( 1.45 )月分	勤勉手当 1.35 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%, 10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%, 10%	

抜粋

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

さつま町(水道事業)			さつま町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	32.76 月分	勤続20年	23.5 月分	32.76 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当組合特例制度による)	
(退職時特別昇給 制度なし)	( )		(退職時特別昇給 制度なし)	( )	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	23,722 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員(一般行政職)に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	1,492千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	166千円

エ その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 2人まで(配偶者扶養)6,000円 1人(配偶者非扶養)6,500円 〃(配偶者なし) 11,000円 その他 5,500円 特定期間の加算 5,000円	同		1,087千円	155,286円
住居手当	・借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合),家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ・自宅の場合 新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるものに2,500円を支給	同		600千円	200,000円
通勤手当	・交通機関等の利用者について,片道2km以上であり55,000円を限度に支給 ・自動車等の利用者について,片道2km以上であり16,100円を限度に支給	同		190千円	38,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 1種:30,000円 2種:20,000円	同		360千円	360,000円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が,臨時又は緊急の必要等により,週休日・休日に勤務した場合に支給 1種:5,000円 2種:3,000円	同		0千円	0円

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の正規の勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後零時から午後 1 時まで

2 週休日及び休日

種別	意義
週休日	正規の勤務時間を割り振らない日をいいます。労働基準法第 35 条の休日にあたるものであり、毎週 1 回与えることが原則です。
休日	正規の勤務時間を割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない日をいいます。次のとおりです。 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（ に掲げる日を除く。）

3 休暇

制度概要

種類	事項	期間
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる年間一定数の休暇	1 年につき 20 日、ただし、新規採用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認めるときにおける休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
公民権行使等休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるときにおける休暇	必要と認められる期間
証人等休暇	職員が証人、鑑定人、裁判員、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公共署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるときにおける休暇	必要と認められる期間
骨髄提供等のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときにおける休暇	必要と認められる期間
ボランティア	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢	1 年につき、5 日の範囲内

イア休暇	献する活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇	の期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までにおける連続する5日の範囲内の期間
産前産後休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養を与える休暇	妊娠中及び出産後を通じて引き続く14週間(多胎妊娠の場合は22週間)以内の期間
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子健康法の規定に基づく保健指導等を受けるための休暇	必要と認められる期間
妊婦休息时间	妊娠中の女性職員が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は捕食しようとする場合における休暇	必要と認められる期間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合における休暇	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて必要と認められる期間
育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合における休暇	1日2回、1回30分(計60分)
出産支援休暇	男性職員がその妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までにおける2日の範囲内の期間
子の看護のための休暇	小学校の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	1年につき、5日の範囲内の期間(2人以上の場合にあっては10日)
生理休暇	労働基準法第68条に定める生理日の勤務が著しく困難な女性職員が請求した場合における休暇	2日を超えない範囲内で必要と認められる期間
葬儀等休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い、必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇	親族の種類により定められた日数の範囲内の期間
父母の祭日(法要)	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務し	7月から9月までの期間内における、週休日、休日及

	ないことが適当であると認められるときにおける休暇	び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
災害休暇 (現住居の滅失等)	職員の現住居が地震, 水害, 火災その他の災害により滅失し, 又は損壊した場合で, 職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇	原則として連続する7日の範囲内の期間
災害休暇 (交通機関等の事故)	地震, 水害, 火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合における休暇	必要と認められる期間
災害休暇 (退勤途上における危険回避)	地震, 水害, 火災その他の災害時において, 職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	必要と認められる期間
勤務条件に関する措置要求等の休暇	地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし, 又はその審査へ出頭する場合における休暇	必要と認められる期間
不利益処分に関する不服申立て等の休暇	地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分に関する不服申立てをし, 又はその審査へ出頭する場合	必要と認められる期間
介護休暇	職員が配偶者, 父母, 子, 配偶者の父母その他規則で定める者で, 負傷, 疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため, 勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに, 連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合に限り与えられる休暇	1年につき, 30日を超えない範囲内の期間

年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	取得率
10.3日	25.9%



## 介護休暇の取得状況

平成23年度の取得者はありませんでした。

## 4 休業の状況

育児休業及び部分休業は、子を養育する職員が勤務をしながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

育児休業とは、生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度です。育児休業期間中、給与は無給です。

部分休業は、小学校就学前の子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間（育児時間を含む）を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められている制度です。

平成23年度の新規取得者数				前年度からの継続取得者数		
種別	男	女	計	男	女	計
育児休業	0人	2人	2人	0人	5人	5人
部分休業	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 職員の分限処分の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その目的とするところは、公務能率の維持と向上を図ることにあります。

地方公務員法は、分限によって不利益な処分を受ける場合を限定し、かつ、その公正な取り扱いを定めることにより、職員の身分を保障しています。

#### ア 分限処分者数

	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	2	-	2
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-
計	-	-	2	-	2

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間において、分限処分に付された者の数であり、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上しています。

### 2 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

地方公務員法は、懲戒によって不利益な処分を受ける場合を限定しています。その事由は地方公務員法で定められているものに限られますが、これは、職員の責任を問い、重大な不利益をもたらすものであることによります。

#### ア 懲戒処分者数

	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	-	-	-	-	-	-
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-

イ 事由別，種類別処分数

	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般服務關係(欠勤,勤務態度不良等)	-	-	-	-	-	-
通常業務処理關係(業務処理不適正,報告怠慢等)	-	-	-	-	-	-
公金官物取扱關係(紛失,不正取扱等)	-	-	-	-	-	-
横領等關係	-	-	-	-	-	-
収賄・供給等關係	-	-	-	-	-	-
交通事故・交通法規違反關係	-	-	-	-	-	-
公務外非行關係	-	-	-	-	-	-
違法な職員団体活動關係	-	-	-	-	-	-
監督責任關係	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-

## 職員のサービスの状況

### 1 サービスの基本基準

地方公務員法第 30 条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。これは、憲法第 15 条第 2 項が「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しているところを受けたものです。これを実現するための地方公務員法上の義務は、次のとおりです。

区分	内容
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
職務に専念する義務	下記 2
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされています。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されています。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されています。
営利企業等の従事制限	下記 3

### 2 職免の状況

地方公務員法第 35 条において、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定しています。本町における「特別の定」は、「さつま町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「さつま町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則」であり、この規定の範囲内で職務専念義務を免除することができることとしています。

### 3 職員の営利企業等従事許可

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないとこととされています。

営利企業等従事の許可に当たっては、職員の占める職と営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがある場合、職員が営利企業等に従事することにより、職務の遂行に支障を生ずる場合、その他営利企業等に従事することにより、地方公務員法に反する結果を生ずる場合には許可しないこととされています。

## 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 研修の状況

#### 実施研修の状況

任命権者は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与えることとされています。また、多様化する行政需要に対応し、事務の執行能率を高めるため、人材を計画的・組織的に育成・確保していくことが重要な課題であり、職員一人ひとりの能力開発と意識改革が必要とされています。

このような状況の中で、平成 23 年度においては、下表のとおり、職場外研修、職場内研修等について実施し、職員の育成に努めてきたところである。

種別	研修名	実施時期	期間	人数	備考
自治研修センター委託研修	職種転換職員研修	4月	2日	2人	
	新規採用職員研修（前期）	5月	3日	5人	
	新任課長級研修	5月	2日	1人	
	新任課長補佐級研修	5, 6月	2日	6人	
	新任係長級研修	7月	2日	4人	
	主査研修	7月	2日	3人	
	技能労務職員研修	8月	2日	1人	
	一般職員研修	8, 9月	3日	8人	
	新規採用職員研修（後期）	10月	4日	5人	
	簿記と基本と財務諸表の読み方	4月	3日	4人	
	行政訴訟等の実務	8月	2日	2人	
	法制執務研修会（初級）	8月	1日	23人	
	人間関係力向上	9月	2日	2人	
	人権同和問題研修会	10月	1日	263人	午前・午後
	グローバル化と地域経済研修	12月	1日	2人	
	成功するプレゼンテーション	1月	2日	1人	
自治研修センター委託研修 小計				332人	

町 独 自 研 修 等	町新規採用職員研修	4月	4日	6人	
	使用料等の滞納債権の回収方法	5月	5日	2人	
	平成23年度自治体の財源確保策	6月	3日	1人	
	平成23年度管理監督者等に対するメンタルヘルス研修	7月	1日	2人	
	パソコン研修（給食調理員対象）	8月	3日	8人	
	パソコン特別研修（Excel 応用）	9月	1日	3人	
	パソコン特別研修（Access 基礎）	9月	1日	2人	
	クレーム対応研修会	9月	1日	224人	午前・午後
	人事評価制度NOMA講師 プレゼンテーション	10月	1日	2人	
	公共施設マネジメントセミナー	11月	1日	2人	
	パソコン研修（Access 基礎）	11月	1日	2人	
	パソコン研修（Access 応用）	11月	2日	4人	
	パソコン特別研修（Access 基礎）	1月	1日	18人	
	アナウンス研修及び広報研修会	2月	1日	25人	
	自治大学（税務専門課程）研修	8月～	30日	1人	
	かごしま遊楽館派遣	H22/H23	2年間	1人	
町独自研修等 小計				303人	
合 計				635人	

## 2 職員の勤務成績の評定の状況

任命権者は、公務能率を増進させるため、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定結果に応じた措置を講じることとされています。

町では、新たな人事評価（施行実施を踏まえ）を行い、その結果を適材適所の人員配置等に活用します。

## 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 1 厚生制度の状況

#### (1) 職員互助団体の運営状況

さつま町では、職員の相互共済及び福利厚生等を図るために職員互助会を組織し、福利厚生、医療等に関する給付等の事業を行いました。

（単位：千円）

区分	団体の名称	事業費	財源内訳		
			職員掛金	補助金	その他
さつま町	さつま町職員共済会	4,634	2,950 (52.5%)	0 (0%)	2,669 (47.5%)

平成 23 年度決算による。

#### (2) 厚生事業の実施状況

町では職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、下表に掲げる取組みを実施しております。

区分	内容・実施状況
職員の安全衛生管理	職場における安全衛生の確保を図り、快適な職場環境の形成のため、各種施策を実施した。 ・ 職場における庁舎内禁煙の実施
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう、各種施策を実施した。 ・ 結核健診の実施 ・ 健康診断の実施
その他	職員の厚生に関する各種施策を実施した。 ・ 町職員共済会等が実施する健康管理事業への助成

平成 23 年度における厚生事業の実施状況である。

### 2 公務災害認定の状況

職員が公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費等が補償されることになっています。

区分		事由	平成 23 年度認定件数
公務災害	負傷	自己の職務遂行中	0
		その他	0
	疾病	公務上の負傷に起因する疾病	0
		その他	0
通勤災害			0

平成 23 年度中の公務災害及び通勤災害の認定状況である。

## 公平委員会の事務の委託を受けた県人事委員会の業務状況

### 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度とは、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件について、適切な措置が執られるべきことを本町が事務委託をしている鹿児島県人事委員会に対して要求する制度です。鹿児島県人事委員会が審査した結果、要求を容認すべきものと認めるときは、人事委員会の権限に属する事項については実行し、その他の事項についてはその権限の有する本町に対して、これを実行させるために必要な措置を勧告します。

#### 処理状況

係属事案はなく、平成 23 年度に新たな措置要求はなかった。

### 不利益処分に関する不服申立ての状況

任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員は、本町が事務委託をしている鹿児島県人事委員会に不服申立てをすることができます。鹿児島県人事委員会がその処分を審査して、適法かつ妥当であれば承認しますが、もし違法又は不当であれば処分の取消し又は修正をし、必要があればその職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示します。

#### 処置状況

係属事案はなく、平成 23 年度に新たな措置要求はなかった。